

新型コロナウイルス感染症拡大防止に取り組む
路線バス・タクシー事業者の皆様へ

帯広市公共交通機関感染拡大防止対策 支援事業のご案内

地域住民の重要な交通手段である公共交通機関の維持と
利用者が安心して利用できる衛生的な車内環境の確保に
取り組む交通事業者の皆様へ、**支援金を支給**します。

1. 支援対象者

令和2年4月1日時点で道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条の許可を受けて実施する下記アまたはイの事業を営んでおり、今後も事業を継続する意思のある法人または個人事業者。(※ただし、暴力団等に該当または関与していない者に限ります。)

ア 一般乗合旅客自動車運送事業

※ただし、帯広市バス生活路線維持費補助金交付要綱第7条に掲げる補助対象事業者に限ります。

イ 一般乗用旅客自動車運送事業

※ただし、帯広市内に営業所を置く事業者限り、福祉輸送事業限定の事業者を除きます。

2. 支援金額

ア 一般乗合旅客自動車運送事業

事業用車両1台につき **2万円**

※ただし、専ら都市間高速バス事業において使用される車両を除きます。

イ 一般乗用旅客自動車運送事業

事業用車両1台につき **1万円**

※ただし、寝台専用車、車椅子専用車及び寝台・車椅子兼用車を除きます。

3. 申請方法

以下の書類を、**7月31日(金)までに、郵送により**下記提出先まで提出してください。

※感染症拡大防止の観点から、郵送のみの対応といたします。ご理解・ご協力のほどお願いいたします。

《提出書類》

- (1)公共交通機関感染拡大防止対策支援金交付申請書(様式第1号)
- (2)支援対象事業の許可を受けたことを証する書類の写し(事業許可書など)
- (3)暴力団等の排除及び事業継続に関する誓約書兼同意書(様式第2号)
- (4)役員等名簿(様式第2号別紙)
- (5)事業用車両を確認できる書類の写し(車両一覧表など)
- (6)【個人事業者の場合】振込先が確認できるものの写し(通帳など)

※様式については、帯広市ホームページの下記URLからダウンロードできます。

https://www.city.obihiro.hokkaido.jp/shoukoukankoubu/sangyoumachidukurika/public_transport_support.html

4. 提出先・お問い合わせ先

〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1番地

帯広市 都市環境部 都市建築室 都市政策課 都市施設係

TEL: 0155-65-4176 / FAX: 0155-23-0159